



事務連絡  
平成21年3月30日

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当部（局）御中  
中核市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

### 業務管理体制の整備に伴う届出業務に関する事務処理等について

介護保険法の改正に伴い、介護サービス事業者は法令遵守等の業務管理体制を整備し、所管行政機関に届け出ることとされたが、今般、届出業務に当たっての留意点を以下のとおり取りまとめたので、別途連絡する「介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則（参考例）（平成21年3月30日老健局総務課介護保険指導室事務連絡）」について留意の上、事務の取扱に遺漏なきよう御配慮願いたい。

なお、各都道府県におかれては、管内市町村に周知徹底を図られるよう御配慮願いたい。

#### 1 届出業務に当たっての留意点

##### (1) 届出業務の内容

- ① 届出事項の確認
  - ア 記載事項の正誤の有無
  - イ 内容漏れの確認
- ② 事業者（法人）番号の付与等

##### (2) 留意点

- ① 届出を受理する際には、その内容が正しいかどうか、届出内容の漏れ等の確認を行い、必要に応じて訂正、追加等を行うよう助言されたい。
- ② 届出内容を確認する際には、介護サービス事業者（以下「事業者」という。）の事業展開地域を確認し、業務管理体制データ管理システム（仮称）（以下「システム」という。）と突合の上、所管行政機関を確認されたい。確認により届出先が誤っている場合は、届け出すべき行政機関を助言されたい。

また、事業者の指定事業所又は許可を受けている施設の数（以下「事業所等数」という。）により整備すべき業務管理体制が異なることから、併せて、事業所等数

も確認願いたい。

- ③ 届出を受理した際には、システムにより一事業者毎に事業者（法人）番号を付与されたい。あわせて事業者にも情報提供されたい。
- ④ 事業者に対しては、事業所指定申請や廃止に伴う届出を提出する際に、事業所数又は事業展開地域の変更により届出内容又は届出先区分の変更が生じた場合は、変更届又は区分変更届を関係行政機関へ届け出ることとなる旨、併せて助言されたい。

## 2 事業者届出情報のデータ入力及び管理等

### (1) 届出情報のデータ入力

- ・事業者（法人）番号
- ・届出（変更）年月日
- ・法令遵守責任者名
- ・業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- ・業務執行の状況の監査の方法の概要 等

事業者からの届出情報をシステム管理するためのデータの入力、必要に応じての関係行政機関への情報提供等については、以下に留意の上事務処理に当たられたい。

なお、この場合の情報提供については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき認められているものであることを念のため申し添える。

### (2) 事業者届出情報のデータ管理

事業者届出情報については、システムにより管理を行うこととしている。

ただし、システム稼働までの間（暫定期間）は、届出管理表（別紙）に必要なデータを入力等を行い管理すること。

この届出管理表については、今後速やかに送付予定であるので御承知置き願いたい。

なお、システム運用開始に当たっては、届出管理表のデータをシステムに移管し、活用する予定である。

### (3) 改正法施行までの留意点

届出管理表については、各都道府県に12月1日時点で確認を願った指定事業所等のデータをもとにしているため、当該日以降、法施行までの間に事業所の指定申請等の届出に伴うデータを逐次入力し、直近データに修正願いたい。

## 3 関係行政機関との情報提供

届出管理表の事業者データの誤り、事業所等の変更に伴い、所管行政機関を変更する必要がある場合は、変更後の所管行政機関及び厚生労働省総務課介護保険指導室に、事業者情報を提供願いたい。なお、その際には、届出管理表の該当箇所を送付願いたい。



## 1、届出管理表にデータ入力する際の留意点

- (1) 届出管理表は、「介護サービス事業者のデータの確認について（依頼）（平成21年1月30日）介護保険指導室事務連絡）」にて確認依頼したデータをもとに、業務管理体制の整備に関する届出事項を加えたものである。（届出管理表（例）参照）
- (2) 事業者から届出を受理した際には、業務管理体制の整備に関する届出事項に入力すること。また他事項の内容を確認し、適宜追加、上書き（変更）すること。
- (3) 届出（変更）年月日欄は、業務管理体制の整備に関する届出を受理した年月日を入力すること。
- (4) 「業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「業務執行の状況の監査の方法の概要」欄は、該当する事業者からそれぞれ届出を受理した場合にチェック印を入力すること。  
その際、該当しない欄に誤って入力しないよう注意すること。
- (5) 追加（訂正）事項があった場合には、該当事項を上書きすること。  
なお、法令遵守責任者の変更届出以外は、当該届出（変更）受理日を上書きする必要がないこと。
- (6) 事業者（法人）番号の付番に当たっては、次の「事業者毎の固有番号（事業者（法人）番号）の設定について」に基づき行うこと。



## 2、事業者毎の固有番号（事業者（法人）番号）の設定について

- (1) 効率的に事業者管理が可能となるよう、次の付番の考え方にに基づき事業者（法人）番号を付番していくこと。

事業者（法人）番号は、桁数を17桁とし、①システム管理等の観点から、事業者毎に固有の番号を付与する事業者基本番号と、②現在の所管行政機関及び事業者本部（本社）所在地を示す現在所管番号からなる。

### (2) 付番の考え方

#### ①事業者基本番号（1桁から11桁）

- 個々の事業者に割り振る固有番号（全国で1事業者毎に1番号を付番）
- 所管が変わっても不変

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
識別子	付番行政番号					事業者固有番号				検証番号

#### ②現在所管番号（12桁から17桁）

- 現在の所管行政機関及び事業者本部（本社）所在地を示す番号
- 所管が変われば変更

12	13	14	15	16	17
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
所管番号	都道府県番号		市区町村番号		
全国地方公共団体コード					

#### ③桁毎の意味

##### ア、事業者基本番号

###### (ア) 第1桁：識別子

- 「A」固定。（半角大文字）
  - ・Excel等で加工した際、先頭「0」が削除されることを防ぐため（ゼロサプレス）
  - ・Excel等で加工した際、指数表示や丸め表示を防ぐため

###### (イ) 第2～6桁：付番行政番号（付番者）

- ・事業者（法人）番号を付番した行政機関を示す。
- ・所管行政機関を表すものではない。

###### (a) 第2～3桁

- 00 厚生労働省（地方厚生局含む）
- 01から47までの連番号 01（北海道）～47（沖縄県）

(b) 第4～6桁

- |                |                       |
|----------------|-----------------------|
| ○000           | 都道府県                  |
| ○001           | 厚生労働本省                |
| ○002～008までの連番号 | 地方厚生局001（北海道）～007（九州） |
| ○100～199       | 指定都市及び特別区             |
| ○201～299       | 市（指定都市を除く）            |
| ○301～799       | 町村                    |

・指定都市及び特別区・市町村は、全国地方公共団体コードを使用する。

(ウ) 第7～10桁：事業者固有番号

- 任意に設定 0001から9999

(エ) 第11桁：検証番号

- モジュラス10ウエイト2・1一括方式  
【計算式】別紙計算例参照

イ、現在所管番号

(ア) 第12桁：所管番号

- |             |  |
|-------------|--|
| ○0          | 都道府県   |
| ○1          | 厚生労働本省   |
| ○2から8までの連番号 | 地方厚生局 2（北海道）～8（九州）   |
| ○9          | 地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって当該指定に係る全ての事業所が一の市町村の区域に所在する事業者の場合（市町村所管） |

・所管の区分を示す。所管が変わる都度変更する。

(イ) 第13桁～第14桁：都道府県番号

- 01から47までの連番号 01（北海道）～47（沖縄県）

(ウ) 第15桁～第17桁：市町村番号

- |             |         |
|-------------|---------|
| ○指定都市及び特別区  | 100～199 |
| ○市（指定都市を除く） | 201～299 |
| ○町村         | 301～799 |

・都道府県番号（第13～14桁）及び市町村番号（第15～17桁）は、全国地方公共団体コードを使用し、事業者の本部（本社）が所在する都道府県及び市町村の番号とする。

・国所管事業者であっても、第13～14桁、第15～17桁に記入することにより、当該事業者の本部（本社）所在地が把握可能になる。

**【検証番号の計算例】** 厚生労働本省所管事業者で本社が東京都千代田区に所在する事業者の場合

桁	{事業者基本番号}										{現在所管番号}						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
事業者(法人)番号	A	0	0	0	0	1	0	0	0	1	6	1	1	3	1	0	1
ウエイト		2	1	2	1	2	1	2	1	2							

第2～10桁までの数（000010001）に下記計算式により計算し、第11桁（検証番号）を付与。

**【計算式】**

- ①データの末尾の桁から、ウエイトを2・1・2・1～とかけて総和を求める。
- ②総和を”10”で割り、その余りを求める。  
総和が9以下の場合は、余りはその数とする。
- ③”10”より余りを引いた値が検証番号になる。  
※余りが「0」の場合は、検証番号は「0」

$$\begin{aligned}
 &① (1 \times 2) + (0 \times 1) + (0 \times 2) + (0 \times 1) + (1 \times 2) + (0 \times 1) \\
 &\quad + (0 \times 2) + (0 \times 1) + (0 \times 2) \\
 &\quad = 2 + 0 + 0 + 0 + 2 + 0 + 0 + 0 + 0 = 4 \\
 &② 4 \div 10 = \text{余り} 4 \\
 &③ 10 - 4 = 6 = \text{検証番号}
 \end{aligned}$$

**【例】** 当初東京都下のみに事業所が所在したが、事業拡大により管轄行政機関が厚生労働本省に変更された場合（本社（本部）所在地は変わらず）

事業者基本番号										
識別子	付番行政番号			事業者固有番号	検証番号					
A	1	3	0	0	0	0	0	0	1	3

現在所管番号					
所管番号	都道府県番号	市町村番号			
0	1	3	1	0	1

↓

事業者基本番号										
識別子	付番行政番号			事業者固有番号	検証番号					
A	1	3	0	0	0	0	0	0	1	3

現在所管番号					
所管番号	都道府県番号	市町村番号			
1	1	3	1	0	1



事業者(法人)番号の検証番号の計算式

開設(申請)者			代表者		業務管理体制の整備に関する届出事項																					
氏名 (漢字)	法人種別	住所 (漢字)	氏名 (漢字)	職名	事業者(法人)番号											現在所管番号										
					事業者基本番号											現在所管番号										
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17					
識別子	付番行政番号					事業者固有番号					検証番号	所管番号	都道府県番号		市町村番号											
1	...	...	...	...	A	4	7	0	0	0	0	0	0	0	1	3										
2					A	4	0	1	3	0	0	0	0	5	7											
3					A	1	3	0	0	0	0	3	1	5	8											
4					A	1	4	1	0	0	0	1	6	3	8											
5					A	3	4	0	0	0	0	1	9	7	5											
6					A	2	3	0	0	0	0	0	4	1	7											

(1行目の場合)  

$$=IF(MOD((SUM(N1,L1,J1,H1)*2+SUM(M1,K1,I1)),10)=0,0,10-MOD((SUM(N1,L1,J1,H1)*2+SUM(M1,K1,I1)),10))$$